

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

件名	新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金支給事業にかかる個人情報の目的外利用について
----	---

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【諮問】

第11条第2項第5号（目的外利用）

（担当部課： 福祉部 障害者福祉課 経理係）

事業の概要

事業名	新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金
担当課	障害者福祉課
目的	国民年金上、障害基礎年金等を受けることができない特別永住者等の方に対し、重度障害者特別給付金を支給し、当該特別永住者等の福祉の向上を図る。
対象者	<p>特別永住者等とは、日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱したものの等の出入国管理に関する特例法に規定する特別永住者その他これに準ずると区長が認めた者とする。</p> <p>障害基礎年金等の受給資格を有さない特別永住者の方のうち、新宿区に外国人登録または住民登録を行った日から引き続き2年を経過している方で、以下のすべての要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 特別永住者の方（特別永住者であった方で、帰化した方を含む） (2) 身体障害者手帳1・2級、愛の手帳1・2度または精神障害者保健福祉手帳1・2級の方 (3) 1982年(昭和57年)1月1日前に満20歳に達した方で、1982年1月1日時点で日本国内で外国人登録をしていた方 (4) 1982年(昭和57年)1月1日前に重度障害者になった方、または1982年1月1日以降に重度障害者になったが、障害が発生した原因となる傷病の初診日が満20歳以降で、1982年1月1日前に受信した方 (5) 公的年金（年額48万円以上）を受給していない方 (6) 生活保護法に基づく保護を受けていない方 (7) 本人の前年中の所得が基準額（3,604,000円）以下の方
事業内容	<p>対象要件をすべて満たす方に対し、申請に基づき、重度障害者特別給付金を月額3万円支給する。</p> <p>【実施時期】平成22年4月1日から</p> <p>【想定人数】5人</p> <p>【周知方法】 区広報・ホームページで周知を図り、さらに外国人団体を通じてチラシと申請書の配布協力を行った。</p> <p>今後、外国語広報等を利用してさらにPRに努めていく予定であるが、区の保有する各種情報を利用して対象者を把握し、個別に対応して支給に結びつけて行く必要がある。</p>

件名 新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金の有資格判定のため外国人登録情報の目的
外利用について

保有元		利用先	
保有課	戸籍住民課	利用課	障害者福祉課
登録業務の名称	外国人登録	登録業務の名称	特別永住者等重度障害者特別給付金
登録業務の目的	日本に残留する外国人の居住関係及び身分関係を明確にするため	登録業務の目的	障害基礎年金等を受けることができない特別永住者への特別給付金支給
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体(ホストコンピュータ)	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	各課で保有する情報を利用して対象者を把握し、個別に受給対象者であるかどうか確認して、特別給付金の受給に結びつけて行く必要があるため。		
目的外利用を行う情報 項目	新宿区に外国人登録を行った日から引き続き2年以上経過 1982年(昭和57年)1月1日前において満20歳に達した者 特別永住者 上記 から までのすべての要件を満たす者(以下「対象抽出者」という。)の 氏名(通称名)、住所、生年月日、性別、電話番号、外国人登録番号		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	個人情報保護審議会承認後から 以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

件名 新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金の有資格判定のため国民年金情報の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	医療保険年金課	利用課	障害者福祉課
登録業務の名称	国民年金	登録業務の名称	特別永住者等重度障害者特別給付金
登録業務の目的	国民年金事務を行うため	登録業務の目的	障害基礎年金等を受けることができない特別永住者への特別給付金支給
登録業務に係る個人情報 の記録媒体	電磁的媒体(ホストコンピュータ)	登録業務に係る個人情報 の記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	各課で保有する情報を利用して対象者を把握し、個別に受給対象者であるかどうか確認して、特別給付金の受給に結びつけて行く必要があるため。		
目的外利用を行う情報 項目	抽出対象者の年金の受給の有無		
目的外利用を行う際に 使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	個人情報保護審議会承認後から 以降継続		
緊急時の目的外利用に おける本人通知の状況	*****		

件名 新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金の有資格判定のため生活保護情報の

目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	生活福祉課	利用課	障害者福祉課
登録業務の名称	生活保護(法的援護)	登録業務の名称	特別永住者等重度障害者特別給付金
登録業務の目的	生活困窮者に対し、その困窮の程度に応じて必要な保護を行い、その自立を助長する。	登録業務の目的	障害基礎年金等を受けないことができない特別永住者への特別給付金支給
登録業務に係る個人情報記録媒体	電磁的媒体(サーバ機のハードディスク)	登録業務に係る個人情報記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	各課で保有する情報を利用して対象者を把握し、個別に受給対象者であるかどうか確認して、特別給付金の受給に結びつけて行く必要があるため。		
目的外利用を行う情報項目	抽出対象者の生活保護法の被保護者情報への該当の有無(該当有の者については出力帳票に表示しない。)		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	個人情報保護審議会承認後から 以降継続		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		

件名 新宿区特別永住者等重度障害者特別給付金の有資格判定のため医療費助成情報

の目的外利用について

保有元		利用先	
保有課	保健予防課	利用課	障害者福祉課
登録業務の名称	医療費助成(精神障害者)	登録業務の名称	特別永住者等重度障害者特別給付金
登録業務の目的	医療費助成対象者の管理	登録業務の目的	障害基礎年金等を受けないことができない特別永住者への特別給付金支給
登録業務に係る個人情報記録媒体	電磁的媒体(ホストコンピュータ)	登録業務に係る個人情報記録媒体	紙
目的外利用を行う理由	各課で保有する情報を利用して対象者を把握し、個別に受給対象者であるかどうか確認して、特別給付金の受給に結びつけて行く必要があるため。		
目的外利用を行う情報項目	抽出対象者の精神障害者保健福祉手帳1・2級の所持者情報への該当の有無(該当無の者については出力帳票に表示しない。)		
目的外利用を行う際に使用する記録媒体	紙		
目的外利用の時期・期間	個人情報保護審議会承認後から 以降継続		
緊急時の目的外利用における本人通知の状況	*****		